筑前町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年11月16日

筑前町長　田頭喜久己

筑前町規則第28号

筑前町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

筑前町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成17年筑前町規則第27号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表（傍線部を改正）

改　正　後

別表第３（第25条・第27条・第28条・第30条関係）

理由	期間	取扱い
（略）		
18　夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実	一の年度の６月から９月の期間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、一の年度の６月から10月	上に同じ

現　　行

別表第３（第25条・第27条・第28条・第30条関係）

理由	期間	取扱い
（略）		
18　夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実	一の年度の６月から９月の期間内における、週休日及び休日を除いて原則として連続する６日の範囲内の期間	上に同じ

	までの期間）内における、週休日及び休日を除いて原則として連続する６日の範囲内の期間	
（略）		

（略）		

附　則

この規則は、公布の日から施行する。